

# 基準料率の改定について

平成 1 4 年 1 月

## 自賠責保険料率の改定案の内容

今回の料率改定に関する基本的な考え方

- ① 政府の自賠責特別会計分の累積運用益が保険料等充当交付金の形で還元されることを踏まえ、特別会計からの累積運用益還元を含めない形で、直近の事故率の変化等を踏まえた改定純保険料を算定する。
- ② 保険料等充当交付金の交付対象期間は平成19年度までの6年間とされているが、当初3年間の保険料の水準は、保険料の総額で現行と同水準となるように交付金を充当する。

### (1)純保険料の算定

平成14契約年度の保険収支（損害率100%となる水準に是正）を基準とし、自賠責共同プール分の累積収支残・累積運用益の還元、及び制度改定による影響を合計して改定する。

- ・最新の損害率（平成13年度料率検証結果による）

平成14契約年度損害率 132.6%（全車種計。車種別の損害率については、4ページ参照。）

- ・累積運用益等（共同プール分）の還元

平成13年度までの累積運用益（4,032億円）から累積赤字（2,087億円）を控除した額（1,945億円）を平成14～19契約年度の6年間で還元する。

- ・介護を要する後遺障害の保険金限度額引き上げによる影響

平成14契約年度の保険金増加額（124億円）を算入

- ・死亡追加保険料制度廃止による影響

平成14契約年度の保険料減少分（1億円）を算入

- ・長期契約予定利息の利率の変更

保険期間が1年を超えるものについては、1年を超える部分の純保険料と損害調査費の利息部分を差し引いて保険料を収受している。現行保険料に算入されている利率は年5.5%となっているが、長引く低金利の状況下において利率5.5%を確保できない状況が続いていることから、3.0%に引き下げる。（保険会社の過去6年間の運用実績平均3.02%、直近平成12年度2.32%）

### (2)社費の算定

平成14～19年度の6年間で均衡させることとし、直近事業年度の実績値（12年度決算）をベースとして、事務コスト合理化、賃金・物価上昇率及び社費の累積黒字等による影響を合計して、17年4月1日（14～19年度の6年間の中央時点）を基準に改定する。

- ・事務コスト合理化

12年度経費実績から政府再保険業務に係る経費を控除する。

将来の合理化分として人件費上昇率の5%を削減する。

- ・水準是正

公的経済指標（賃金センサス（過去6年間平均）、消費者物価指数）の上昇率

契約台数、支払件数の上昇率

- ・累積黒字の還元

13年度末累積黒字（保険会社771億円、自算会収支196億円）を平成14～19年度の6年間で還元する。

- ・指定紛争処理機関の運営経費

指定紛争処理機関の見積年間経費 284百万円の一部を社費に織込む。（契約1件当たり3円）

### (3)代理店手数料の算定

平成14～19年度の6年間で均衡させることとし、実態調査（平成11年11月実施）を基に12年度における契約1件当たりの人件費及び物件費を算出し、賃金・物価の上昇等を勘案して、17年4月1日（14～19年度の6年間の中央）時点での代理店手数料を推計する。

- ・12年度 契約1件当たり人件費及び物件費

人件費（毎月勤労統計による12年度の1か月当たり平均給与×実態調査の業務所要時間）

物件費（実態調査の11年度単価×上昇率）

- ・事務コスト合理化

将来の合理化分として業務所要時間及び物件費単価の5%を削減する。

- ・水準是正

公的経済指標（毎月勤労統計（過去6年間平均）、消費者物価指数）の上昇率

### (4)賦課金率の変更

純賦課金率を  $3/1,000$  から  $25/10,000$  に、付加賦課金率を  $K/K+5 \times 13/1,000$  から  $K/K+4 \times 6/1,000$  に変更する。

（Kは契約年数）

### (5)改定の実施日

基準料率の改定実施日は、平成14年4月1日とする。

自賠責保険 基準料率の改定率試算（平成14年4月1日）

項	目	
平成14契約年度の収支	A. 平成14契約年度収入純保険料	7,362億円
	B. 平成14契約年度支払保険金	9,762億円
	C. 損害率 ( B / A )	132.6%
	D. 収支調整による引上率	32.6%
限度額の改定 (介護を要する後遺障害)	E. 保険金増加額	124億円
	F. 平成14契約年度収入純保険料(除く死亡追加保険料)	7,361億円
	G. 限度額改定による引上率	1.7%
死亡追加保険料制度の廃止	H. 平成14契約年度収入純保険料減少額	1億円
	I. 収入純保険料減少後の損害率	132.6%
	J. 死亡追加保険料制度の廃止による引上率	0.0%
累積収支残の償却 (共同プール分)	K. 平成13契約年度までの累積収支残	2,087億円
	L. 平成14~19契約年度収入純保険料(除く死亡追加保険料)	44,565億円
	M. 累積収支残の償却による引上率	4.7%
累積運用益の活用 (共同プール分)	N. 平成13年度までの累積運用益	4,032億円
	O. 平成14~19契約年度収入純保険料(除く死亡追加保険料)	44,565億円
	P. 累積運用益の活用による引下率	9.0%
営業保険料改定率	Q. 純保険料引上率 ( D + G + J + M + P )	30.0%
	R. 純賦課金率改定による引下げ率	0.1%
	S. 社費引下率	10.1%
	T. 付加賦課金率改定による引下率	0.1%
	U. 代理店手数料引下率	0.0%
	V. 営業保険料引上率 ( Q × 0.594 + R × 0.594 + S × 0.308 + T × 0.308 + U × 0.098 )	14.6%

注：営業保険料に占める純保険料(0.594)、社費(0.308)、代理店手数料(0.098)の割合は、平成9年5月1日実施基準料率における割合である。

## 車 種 別 損 害 率

	平成 14 契 約 年 度 損 害 率 (%)
営 業 用 乗 合	1 4 9 . 4
自 家 用 乗 合	1 3 2 . 6
営 業 用 乗 用	1 2 4 . 9
自 家 用 乗 用	1 3 2 . 5
営 業 用 貨 物	1 0 6 . 6
自 家 用 貨 物	1 2 5 . 4
軽 対 象	1 5 3 . 3
軽 対 象 外	7 2 . 7
小 型 二 輪	9 9 . 7
そ の 他	1 5 0 . 7
自 動 車	1 3 2 . 2
原 動 機 付 自 転 車	1 5 4 . 7
合 計	1 3 2 . 6

自賠償保険の車種区分は、自賠法施行令第9条に定められ、用途・構造・使用形態・規格（大きさ）により32車種区分となっている。しかしながら、32車種区分の中には契約台数が少なく保険成績が安定しない車種も存在するため、安定的な保険成績を確保して保険料率を算出するため11車種に車種を統合した。

## 自賠責保険改定基準料率表

本土（沖縄県及び離島以外の地域）に適用する基準料率

（単位：円、％）

車 種		基 準 料 率				〔参考：保険料等充当交付金を控除した金額〕					
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	引下げ・上げ額 C(=B-A)	引下げ・上げ率 D(=C÷A)	保険料等充当交付金 E	控除後の金額 F(=B-E)	引下げ・上げ額 G(=F-A)	引下げ・上げ率 H(=G÷A)		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	51,200	70,930	19,730	38.5	13,560	57,370	6,170	12.1		
	自家用	17,050	19,660	2,610	15.3	2,990	16,670	380	2.2		
営業用乗用自動車	A	107,650	128,510	20,860	19.4	25,430	103,080	4,570	4.2		
	B	85,800	102,050	16,250	18.9	19,970	82,080	3,720	4.3		
	C	65,600	77,590	11,990	18.3	14,930	62,660	2,940	4.5		
	D	27,700	31,720	4,020	14.5	5,480	26,240	1,460	5.3		
自家用乗用自動車		16,950	19,520	2,570	15.2	2,960	16,560	390	2.3		
普通貨物 自動車及び けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	75,700	77,400	1,700	2.2	14,890	62,510	13,190	17.4	
		最大積載量が2トン以下のもの	52,150	53,070	920	1.8	9,880	43,190	8,960	17.2	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	46,100	54,170	8,070	17.5	10,110	44,060	2,040	4.4	
		最大積載量が2トン以下のもの	30,950	35,760	4,810	15.5	6,310	29,450	1,500	4.8	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	28,600	28,740	140	0.5	4,860	23,880	4,720	16.5		
	自家用	15,350	16,800	1,450	9.4	2,400	14,400	950	6.2		
小型二輪自動車		14,550	13,640	910	6.3	1,750	11,890	2,660	18.3		
軽自動車	検査対象車	13,250	16,270	3,020	22.8	2,290	13,980	730	5.5		
	検査対象外車	13,250	10,440	2,810	21.2	1,090	9,350	3,900	29.4		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,850	9,650	800	9.0	930	8,720	130	1.5		
緊急自動車		7,700	7,980	280	3.6	580	7,400	300	3.9		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,700	10,910	1,210	12.5	1,190	9,720	20	0.2	
	小型二輪自動車		7,250	7,290	40	0.6	440	6,850	400	5.5	
	軽自動車	検査対象車	7,250	7,290	40	0.6	440	6,850	400	5.5	
		検査対象外車	7,250	7,300	50	0.7	440	6,860	390	5.4	
特種用途 自動車	霊きゅう自動車		8,150	8,630	480	5.9	720	7,910	240	2.9	
	教習用自動車		8,150	8,630	480	5.9	720	7,910	240	2.9	
	その他	三輪以上の自動車		19,450	25,130	5,680	29.2	4,120	21,010	1,560	8.0
		小型二輪自動車		11,300	13,230	1,930	17.1	1,670	11,560	260	2.3
		軽自動車	検査対象車	11,300	13,230	1,930	17.1	1,670	11,560	260	2.3
			検査対象外車	11,300	13,230	1,930	17.1	1,660	11,570	270	2.4
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,800	5,180	620	10.7	10	5,170	630	10.9		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,800	5,180	620	10.7	10	5,170	630	10.9		
	検査対象外車	5,800	5,180	620	10.7	0	5,180	620	10.7		
原動機付自転車		7,700	7,940	240	3.1	0	7,940	240	3.1		

- (注) 1. 本表は12か月契約(ただし、商品自動車は6か月契約)の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。  
 2. 保険料等充当交付金は純保険料の一定割合として国土交通省が定めたものであり、契約者が負担する金額は、基準料率から当該交付金を控除した金額となる。  
 3. 保険料等充当交付金の純保険料に対する割合は22.2008%である。  
 4. 原動機付自転車は、政府再保険の対象ではなく100%民間で運用されていたため、保険料等充当交付金の交付対象とならない。一方、民間の共同プール運用益の還元については自動車の2.5倍としている。

離島（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

（単位：円、％）

車 種			基 準 料 率				〔参考：保険料等充当交付金を控除した金額〕				
			現行基準料率 A	改定基準料率 B	引下げ・上げ額 C (= B - A)	引下げ・上げ率 D (= C ÷ A)	保険料等充当交付金 E	控除後の金額 F (= B - E)	引下げ・上げ額 G (= F - A)	引下げ・上げ率 H (= G ÷ A)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用		17,650	22,360	4,710	26.7	3,550	18,810	1,160	6.6	
	自家用		17,650	19,660	2,010	11.4	2,990	16,670	980	5.6	
営業用乗用自動車	個人を除く 個人		20,300	22,750	2,450	12.1	3,630	19,120	1,180	5.8	
			19,000	21,180	2,180	11.5	3,300	17,880	1,120	5.9	
自家用乗用自動車			7,800	7,760	40	0.5	540	7,220	580	7.4	
普通貨物 自動車及び けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	26,850	29,760	2,910	10.8	5,070	24,690	2,160	8.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	17,700	19,330	1,630	9.2	2,920	16,410	1,290	7.3	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	26,850	29,760	2,910	10.8	5,070	24,690	2,160	8.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	17,700	19,330	1,630	9.2	2,920	16,410	1,290	7.3	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用		8,400	8,350	50	0.6	660	7,690	710	8.5	
	自家用		8,400	8,350	50	0.6	660	7,690	710	8.5	
小型二輪自動車			8,500	7,790	710	8.4	540	7,250	1,250	14.7	
軽自動車	検査対象車		6,850	6,770	80	1.2	340	6,430	420	6.1	
	検査対象外車		6,850	5,920	930	13.6	160	5,760	1,090	15.9	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,900	5,360	540	9.2	40	5,320	580	9.8	
緊急自動車			5,950	5,420	530	8.9	60	5,360	590	9.9	
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,900	5,320	580	9.8	40	5,280	620	10.5	
	小型二輪自動車		5,850	5,320	530	9.1	40	5,280	570	9.7	
	軽自動車	検査対象車	5,850	5,320	530	9.1	40	5,280	570	9.7	
		検査対象外車	5,900	5,330	570	9.7	30	5,300	600	10.2	
特種用途 自動車	霊きゅう自動車		5,800	5,200	600	10.3	10	5,190	610	10.5	
	教習用自動車		5,800	5,200	600	10.3	10	5,190	610	10.5	
	その他	三輪以上の自動車		6,900	6,800	100	1.4	340	6,460	440	6.4
		小型二輪自動車		5,850	5,280	570	9.7	30	5,250	600	10.3
		軽自動車	検査対象車	5,850	5,280	570	9.7	30	5,250	600	10.3
			検査対象外車	5,850	5,260	590	10.1	20	5,240	610	10.4
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)			5,800	5,180	620	10.7	10	5,170	630	10.9	
被けん引軽自動車	検査対象車		5,800	5,180	620	10.7	10	5,170	630	10.9	
	検査対象外車		5,800	5,180	620	10.7	0	5,180	620	10.7	
原動機付自転車			5,900	5,340	560	9.5	0	5,340	560	9.5	

- (注) 1. 本表は12か月契約(ただし、商品自動車は6か月契約)の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。  
 2. 保険料等充当交付金は純保険料の一定割合として国土交通省が定めたものであり、契約者が負担する金額は、基準料率から当該交付金を控除した金額となる。  
 3. 保険料等充当交付金の純保険料に対する割合は22.2008%である。  
 4. 原動機付自転車は、政府再保険の対象ではなく100%民間で運用されていたため、保険料等充当交付金の交付対象とならない。一方、民間の共同プール運用益の還元については自動車の2.5倍としている。

沖縄県（離島を除く。）に適用する基準料率

（単位：円、％）

車種			基準料率				〔参考：保険料等充当交付金を控除した金額〕				
			現行基準料率 A	改定基準料率 B	引下げ・上げ額 C (= B - A)	引下げ・上げ率 D (= C ÷ A)	保険料等充当交付金 E	控除後の金額 F (= B - E)	引下げ・上げ額 G (= F - A)	引下げ・上げ率 H (= G ÷ A)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用		36,750	50,010	13,260	36.1	9,250	40,760	4,010	10.9	
	家用		17,050	19,660	2,610	15.3	2,990	16,670	380	2.2	
営業用乗用自動車	個人を除く		61,000	72,030	11,030	18.1	13,790	58,240	2,760	4.5	
	個人		27,700	31,720	4,020	14.5	5,480	26,240	1,460	5.3	
家用乗用自動車			9,500	9,950	450	4.7	990	8,960	540	5.7	
普通貨物 自動車及び けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,150	20,840	1,690	8.8	3,230	17,610	1,540	8.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,150	20,840	1,690	8.8	3,230	17,610	1,540	8.0	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,150	20,840	1,690	8.8	3,230	17,610	1,540	8.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,150	20,840	1,690	8.8	3,230	17,610	1,540	8.0	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用		9,450	9,610	160	1.7	920	8,690	760	8.0	
	家用		9,450	9,610	160	1.7	920	8,690	760	8.0	
小型二輪自動車			6,200	5,570	630	10.2	90	5,480	720	11.6	
軽自動車	検査対象車		9,650	9,950	300	3.1	990	8,960	690	7.2	
	検査対象外車		9,650	5,570	4,080	42.3	80	5,490	4,160	43.1	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,650	6,450	200	3.0	270	6,180	470	7.1	
緊急自動車			7,600	7,840	240	3.2	560	7,280	320	4.2	
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,700	6,520	180	2.7	280	6,240	460	6.9	
	小型二輪自動車		6,400	5,360	1,040	16.3	40	5,320	1,080	16.9	
	軽自動車	検査対象車	6,400	5,360	1,040	16.3	40	5,320	1,080	16.9	
		検査対象外車	6,400	5,370	1,030	16.1	40	5,330	1,070	16.7	
特種用途 自動車	霊きゅう自動車		7,200	7,250	50	0.7	430	6,820	380	5.3	
	教習用自動車		7,200	7,250	50	0.7	430	6,820	380	5.3	
	その他	三輪以上の自動車		9,650	10,830	1,180	12.2	1,170	9,660	10	0.1
		小型二輪自動車		9,150	10,100	950	10.4	1,020	9,080	70	0.8
		軽自動車	検査対象車	9,150	10,100	950	10.4	1,020	9,080	70	0.8
			検査対象外車	9,150	10,080	930	10.2	1,010	9,070	80	0.9
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)			5,800	5,180	620	10.7	10	5,170	630	10.9	
被けん引軽自動車	検査対象車		5,800	5,180	620	10.7	10	5,170	630	10.9	
	検査対象外車		5,800	5,180	620	10.7	0	5,180	620	10.7	
原動機付自転車			5,900	5,340	560	9.5	0	5,340	560	9.5	

- (注) 1. 本表は12か月契約(ただし、商品自動車は6か月契約)の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。  
 2. 保険料等充当交付金は純保険料の一定割合として国土交通省が定めたものであり、契約者が負担する金額は、基準料率から当該交付金を控除した金額となる。  
 3. 保険料等充当交付金の純保険料に対する割合は22.2008%である。  
 4. 原動機付自転車は、政府再保険の対象ではなく、100%民間で運用されていたため、保険料等充当交付金の交付対象とならない。一方、民間の共同プール運用益の還元については自動車の2.5倍としている。

沖縄県の離島に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種			基 準 料 率				〔参考：保険料等充当交付金を控除した金額〕				
			現行基準料率 A	改定基準料率 B	引下げ・上げ額 C (= B - A)	引下げ・上げ率 D (= C ÷ A)	保険料等充当交付金 E	控除後の金額 F (= B - E)	引下げ・上げ額 G (= F - A)	引下げ・上げ率 H (= G ÷ A)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用		17,650	22,360	4,710	26.7	3,550	18,810	1,160	6.6	
	自家用		17,650	19,660	2,010	11.4	2,990	16,670	980	5.6	
営業用乗用自動車	個人を除く 個人		20,300	22,750	2,450	12.1	3,630	19,120	1,180	5.8	
			19,000	21,180	2,180	11.5	3,300	17,880	1,120	5.9	
自家用乗用自動車			7,800	7,760	40	0.5	540	7,220	580	7.4	
普通貨物 自動車及び けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	18,900	20,520	1,620	8.6	3,170	17,350	1,550	8.2	
		最大積載量が2トン以下のもの	17,700	19,330	1,630	9.2	2,920	16,410	1,290	7.3	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	18,900	20,520	1,620	8.6	3,170	17,350	1,550	8.2	
		最大積載量が2トン以下のもの	17,700	19,330	1,630	9.2	2,920	16,410	1,290	7.3	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用		8,400	8,340	60	0.7	660	7,680	720	8.6	
	自家用		8,400	8,340	60	0.7	660	7,680	720	8.6	
小型二輪自動車			6,200	5,570	630	10.2	90	5,480	720	11.6	
軽自動車	検査対象車		6,150	5,730	420	6.8	120	5,610	540	8.8	
	検査対象外車		6,150	5,430	720	11.7	50	5,380	770	12.5	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,900	5,360	540	9.2	40	5,320	580	9.8	
緊急自動車			5,950	5,420	530	8.9	60	5,360	590	9.9	
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,900	5,320	580	9.8	40	5,280	620	10.5	
	小型二輪自動車		5,850	5,290	560	9.6	30	5,260	590	10.1	
	軽自動車	検査対象車	5,850	5,290	560	9.6	30	5,260	590	10.1	
		検査対象外車	5,900	5,300	600	10.2	30	5,270	630	10.7	
特種用途 自動車	霊きゅう自動車		5,800	5,200	600	10.3	10	5,190	610	10.5	
	教習用自動車		5,800	5,200	600	10.3	10	5,190	610	10.5	
	その他	三輪以上の自動車		6,150	5,720	430	7.0	120	5,600	550	8.9
		小型二輪自動車		5,850	5,280	570	9.7	30	5,250	600	10.3
		軽自動車	検査対象車	5,850	5,280	570	9.7	30	5,250	600	10.3
			検査対象外車	5,850	5,260	590	10.1	20	5,240	610	10.4
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)			5,800	5,180	620	10.7	10	5,170	630	10.9	
被けん引軽自動車	検査対象車		5,800	5,180	620	10.7	10	5,170	630	10.9	
	検査対象外車		5,800	5,180	620	10.7	0	5,180	620	10.7	
原動機付自転車			5,900	5,340	560	9.5	0	5,340	560	9.5	

- (注) 1. 本表は12か月契約(ただし、商品自動車は6か月契約)の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。  
 2. 保険料等充当交付金は純保険料の一定割合として国土交通省が定めたものであり、契約者が負担する金額は、基準料率から当該交付金を控除した金額となる。  
 3. 保険料等充当交付金の純保険料に対する割合は22.2008%である。  
 4. 原動機付自転車は、政府再保険の対象ではなく、100%民間で運用されていたため、保険料等充当交付金の交付対象とならない。一方、民間の共同プール運用益の還元については自動車の2.5倍としている。

## 保険期間別改定率表

本土（沖縄県及び離島以外の地域）に適用する保険料

（単位：円、％）

保険期間 車種	12か月（1年契約）				24か月（2年契約）				36か月（3年契約）			
	現行 基準料率 A	改定 基準料率 B	引下げ・ 上げ額 B - A = C	引下げ・ 上げ率 C ÷ A = D	現行 基準料率 E	改定 基準料率 F	引下げ・ 上げ額 F - E = G	引下げ・ 上げ率 G ÷ E = H	現行 基準料率 I	改定 基準料率 J	引下げ・ 上げ額 J - I = K	引下げ・ 上げ率 K ÷ I = L
自家用乗用自動車	16,950	19,520 (16,560)	2,570 ( 390)	15.2 ( 2.3)	27,600	33,470 (27,630)	5,870 ( 30)	21.3 ( 0.1)	37,650	47,020 (38,390)	9,370 ( 740)	24.9 ( 2.0)
自家用小型貨物自動車	15,350	16,800 (14,400)	1,450 ( 950)	9.4 ( 6.2)	24,450	28,120 (23,380)	3,670 ( 1,070)	15.0 ( 4.4)	-	-	-	-
小型二輪自動車	14,550	13,640 (11,890)	910 ( 2,660)	6.3 ( 18.3)	22,900	21,890 (18,440)	1,010 ( 4,460)	4.4 ( 19.5)	-	-	-	-
軽自動車（検査対象車）	13,250	16,270 (13,980)	3,020 ( 730)	22.8 ( 5.5)	20,300	27,060 (22,540)	6,760 ( 2,240)	33.3 ( 11.0)	27,050	37,550 (30,870)	10,500 ( 3,820)	38.8 ( 14.1)
原動機付自転車	7,700	7,940 ( 7,940)	240 ( 240)	3.1 ( 3.1)	9,500	10,630 (10,630)	1,130 ( 1,130)	11.9 ( 11.9)	11,250	13,240 (13,240)	1,990 ( 1,990)	17.7 ( 17.7)

（注）1．下段の（ ）内は、基準料率から保険料等充当交付金を控除した後の契約者が負担する金額である。

2．保険期間が1年を超える契約の純保険料及び損害調査費は、長期契約予定利息を年3.0％の利率で計算して割引いている。